空き家空き店舗活用事業補助金

空き家空き店舗を活用しませんか？

かほく市では空き家等の活用を促進し地域の活性化を図るため、空き家等に出店する個人または法人に対し**最大３６０万円**の補助金を交付します。

１．対象者　※下記の全てを満たす方が対象です

□『飲食店』『雑貨店』『飲食料品小売業』『持ち帰り・配達飲食サービス業』『理容業』『美容業』『エステティック業』『リラクゼーション業』『ネイルサービス業』　を営むもの

□週５日以上営業するもの　　□開業後３年以上継続して営業するもの

□認定申請をした日から６ヶ月以内に開業するもの

□かほく市商工会に加盟するもの　　□市税等を滞納していないもの

□風俗営業でないもの

２．申請方法　※詳細は別紙をご参照ください

事業認定申請 → 事業認定 → 開業 → 物件購入費等に係る交付申請 / 賃借料に係る交付申請 → 交付決定 → 請求書提出 → 補助金支払い

３．補助対象経費

□賃借料　□物件購入費　□設備導入費　□物件改装工事費　□広告費

４．補助率及び補助金の上限額

●補助率・・・２分の１

□賃借料・・・３０万円（開業した月から１２ヶ月分）

□物件購入費・・・１５０万円

□設備導入費・・・５０万円

□物件改装工事費・・・１００万円（市内建築業者施工で２０万円上乗せ）

□広告費・・・１０万円

※※開業時に４５歳以下の方又は女性の方には更に３０万円を上乗せします※※